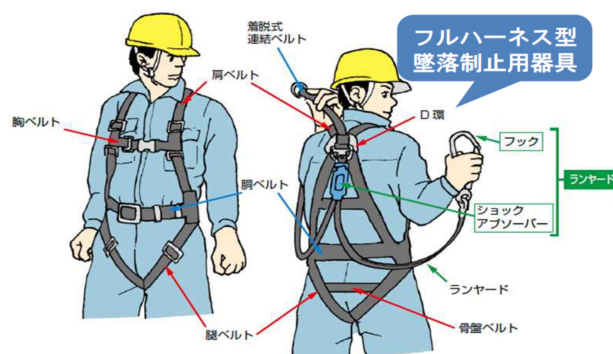


# フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育

## 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

墜落および転落による災害防止をより促進するために、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯を使用しなければならなくなりました。あわせて特別教育の受講も義務付けられました。下記の日程で「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を開催いたします。



| 日にち      | 時間（受付は9時15分～） | 場所       |
|----------|---------------|----------|
| 2月24日（日） | 9時30分～17時00分  | プロミティあつぎ |
| 3月24日（日） | 9時30分～17時00分  | 1月上旬確定   |

（プロミティあつぎ：厚木市中町4-16-21）

**受講料 8,000円**（テキスト代込）

**非組合員 14,300円**

（テキスト代込。非組合員は組合加入が必要  
なため、1か月分の組合費・加入金を加えた  
受講料になります）

★申込は下記を添えて支部事務所へ

- ・申請書（HPからダウンロード可）・受講料・写真2枚（3.0×2.4cm）
- ・公的機関の発行する身分証明書の写し（運転免許証・他）

上記日程のほか、2月17日（日）  
相模原支部、3月3日（日）座  
間海老名支部、3月17日（日）  
大和支部でも特別教育を開催し  
ます。

神奈川土建厚木支部 046(242)3992

土建 厚木

検索